

別紙

農林水産商工常任委員会提出資料

(平成26年4月21日)

項目	ページ
3　日豪EPA締結交渉合意の状況について 【とっとり農業戦略課、畜産課】	1
7　高病原性鳥インフルエンザ対応について 【畜産課】	5

農林水産部

日豪EPA締結交渉合意の状況について

平成26年4月21日
農業振興戦略監ととり農業戦略課
農業振興戦略監畜産課

4月7日に行われた日豪首脳によるEPA協議の結果、豪州産農林水産物の輸入関税を段階的に見直す案で大筋合意がなされました。(別添の内容であり、早ければ来年中にEPA協定発効見込み)

県内肥育農家及び酪農家への影響が懸念されることから、生産者・団体との意見交換を行うとともに、国への要望活動を行いました。

1. 日豪EPA 農林水産品の合意ポイント

(1) 関税措置(主な品目)

《コメ》自由化対象から除外

《牛肉(現行税率:38.5%)》段階的に関税削減

→冷蔵牛肉：協定発効後15年で23.5%に関税削減

→冷凍牛肉：協定発効後18年で19.5%に関税削減

(※なお、一定量を超える輸入牛肉には、税率を38.5%に戻すセーフガード(緊急輸入制限)を発動)

《小麦(現行税率:55円/kg)》飼料用小麦は民間貿易に移行し無税化

(※現状は、飼料用小麦輸入の大半は国家貿易で政府管理経費のみ徴収)

《乳製品(チーズ現行税率:29.8%)》チーズに関税割当制度を導入

→チーズ原料：一定枠内を無税化(枠は10~20年かけて拡大)

→バター・脱脂粉乳：将来の見直し

(2) 輸出規制等の措置(主なもの)

- 重要な食料(牛肉、乳製品、小麦・大麦、砂糖)の輸出規制を維持・新設しない。
- 食料分野の投資促進のための措置を講じる。

2. 県の対応状況

(1) 県内生産者・生産団体との意見交換

4月17日、影響が懸念される肥育農家、酪農家と意見交換を実施した。

(主な意見)

- ・再生産可能な仕組みが必要(肉用牛肥育経営安定対策事業の拡充など)。
- ・飼料価格が高止まりの状態。生産者の努力ではどうにもならない。
- ・和牛受精卵の活用による副産物収入を確保したい。
- ・県産牛を食べてもらうための消費者対策をしてほしい。

(2) 国への要望活動

4月14日、日豪EPA締結の影響がないような対策を講じるよう、平井知事より林農林水産大臣へ要望活動を行った。

(要望内容)

- ・日豪EPA締結にあたり、国内農家への影響を慎重に検証すること。
- ・肉用牛肥育経営安定対策事業の支援内容を拡充するなど、国が万全の対策を講じること。

(林大臣のコメント)

- ・豪州サイドは牛肉関税ゼロを主張してきたが、関税を維持し、セーフガードも設けた。
- ・日豪EPAは条約締結後に発効するので、様子を見ながら対策を検討する必要がある。肉用牛肥育経営安定対策事業を含めていろいろなことをやっていきたい。

※4月23日、農林水産省による「日豪EPA大筋合意についての説明会」が開催される予定(岡山市内)。

日豪 EPA 農林水産品の合意内容

1. 物品市場アクセス

○コメ

- ・関税撤廃等の対象から除外

○小麦

- ・食糧用:将来の見直し
- ・飼料用:食糧用への横流れ防止措置を講じた上で民間貿易に移行し無税化。

○牛肉

- ・冷凍:段階的に関税を削減し、18年目に19.5%まで削減(約5割削減)
 - ・1年目 30.5%、2年目 28.5%、3年目 27.5%。
 - ・3年目 27.5%から12年目 25.0%まで直線的に削減。
 - ・12年目 25.0%から18年目 19.5%まで直線的に削減。
- ・冷蔵:段階的に関税を削減し、15年目に23.5%まで削減(約4割削減)
 - ・1年目 32.5%、2年目 31.5%、3年目 30.5%。
 - ・3年目 30.5%から15年目 23.5%まで直線的に削減。
- ・豪州からの輸入数量が一定量を超えた場合に譲許税率を引き上げる数量セーフガードを導入。
 - ・措置内容
　　牛肉について、豪州からの輸入数量を発動基準とする数量セーフガードを導入。
　　数量セーフガードは、冷凍牛肉と冷蔵牛肉の区分毎に発動。
 - ・発動基準
　　冷凍:(初年度)19.5万トン→(10年目)21.0万トン
　　冷蔵:(初年度)13.0万トン→(10年目)14.5万トン

(参考:豪州からの牛肉の輸入量)

年度	20	21	22	23	24	平均
輸入量合計	36.6	35.5	35.2	33.5	30.9	34.3
冷凍	20.2	19.1	19.8	20.2	18.1	19.5
冷蔵	16.3	16.4	15.4	13.3	12.7	14.8

(単位:万トン)

- ・ 年度当初からの輸入数量の累計が発動基準数量を超過した翌々月の初日から当該年度の末日まで、EPA譲許税率をMFN税率(38.5%)に引き上げ。
- ・ 輸入数量の累計が発動基準数量を実際に超過してから、セーフガードが発動されるまでの間にEPA譲許税率の適用を受けた分の輸入数量は、翌年度の輸入数量に算入。

○乳製品

- ・ バター、脱脂粉乳：将来の見直し
- ・ プロセスチーズ及びシュレッドチーズ原料用ナチュラルチーズ、無糖ココア調製品：一定量の国産品の使用要件を満たすことを条件にした関税割当を導入。
 - ・ 枠内の取り扱い
 - プロセスチーズ用：4,000トン→20,000トン(20年間かけて拡大)
 - シュレッドチーズ用：1,000トン→5,000トン(10年間かけて拡大)
 - [枠内は無税、国産品：輸入品=1:3.5]
 - 無糖ココア調製品：1,000トン→3,000トン(10年間かけて拡大)
 - [枠内は無税、国産品：輸入品=1:3]
 - ・ プロセスチーズ等：関税割当を導入
 - ・ 枠内の取り扱い
 - プロセスチーズ：50トン→100トン(10年間かけて拡大)
 - [枠内税率は10年間かけて枠外税率の半分に削減]
 - おろし及び粉チーズ：200トン→1,000トン(10年間かけて拡大)
 - [枠内税率は10年間かけて枠外税率の3割～半分に削減]
 - フローズンヨーグルト：100トン→200トン(10年間かけて拡大)
 - [枠内税率は10年間かけて枠外税率の半分に削減]
 - アイスクリーム：180トン→2,000トン(10年間かけて拡大)
 - [枠内税率は10年間かけて枠外税率の半分に削減]
 - ・ ブルーチーズ：10年間かけて関税を2割削減

○砂糖

- ・ 一般粗糖、精製糖：将来の見直し
- ・ 高糖度粗糖：精製糖製造用について一般粗糖と同様に無税とし、調整金水準は糖度に応じた水準に設定。

○その他の品目

- ・ 豪側の関心品目について、国内産業等への悪影響を及ぼさない範囲で、豪側と一定の合意。

2. 食料供給章

(1) 輸出規制

- ①重要な食料*について、輸出国内の生産が不足した場合にも輸出規制を新設、維持しないように努める。
- ②一方の締約国が、輸出国内で生産が不足した場合に行うGATT第11条2で認められる輸出規制を適用しようとする場合には、
 - ・当該輸出規制を必要な範囲に限定するよう努め、
 - ・当該輸出規制を適用する前に、出来る限り早く、当該輸出規制を行う理由、当該輸出規制の性質及び予定適用期間を通報し、
 - ・他方の締約国の要請より、当該輸出規制に関する協議を行う
- ③この協定の発効日から十年後に、重要な食料の輸出規制の導入・維持を回避する観点から、本条の規定について見直しを行う。

* 本協定における「重要な食料」には、牛肉(くず肉含む)、粉乳・バター・チーズ等の乳製品、小麦・大麦、砂糖

(2) 投資の促進及び円滑化

両締約国は、食料分野の投資を促進するため、関連する情報の照会・提供を行うコンタクト・ポイントを指定する。

(3) 食料供給に関する協議

- ①一方の締約国は、重要な食料の輸出量について著しい減少が予見される場合には、他方の締約国に速やかに通報する。
- ②両締約国は、重要な食料の安定的な貿易を支援するとの観点から、①にいう事項に関し協議を行う。この協議には、必要に応じて民間団体を参加させることができる。

高病原性鳥インフルエンザ対応について

平成26年4月21日
農業振興戦略監畜産課

4月13日（日）熊本県の高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜発生を受け、4月14日（月）に府内連絡会議を開催し、府内の情報共有と今後の対応方針を協議しました。

家畜保健衛生所職員による養鶏場への緊急立入調査を実施し、4月18日（金）までに野鳥侵入防止対策等（防鳥ネット等）の確認を終えました。

1 熊本県の発生状況

（1）農場

	住 所	飼養羽数
発生農場	熊本県球磨（くま）郡多良木（たらぎ）町	肉用鶏 56,000羽
関連農場	熊本県球磨（くま）相良（さがら）村	肉用鶏 56,000羽

（2）防疫対応等

- ・4月13日（日）高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜確定（4月15日（火）患畜に確定）
- ・4月13日（日）から防疫措置（移動制限区域の設定、鶏の殺処分・埋却等）を開始。
- ・4月16日（水）午前7時30分に防疫措置を完了。
- ・熊本県の移動制限解除は、最短で5月8日（木）午前0時（防疫措置終了翌日から21日後）となる見込み。

2 鳥取県の対応状況

（1）家きん

- ア 熊本県の発生情報を養鶏農場、関係団体に周知（4/13）
- イ 県内養鶏場の状況確認（4/13）
 - （ア）異常鶏の有無→全農場（83農場）異常なし
 - （イ）熊本県との疫学関連→関連なし
- ウ 県内養鶏場への注意喚起
 - 農場出入口等の消毒の徹底及び鶏舎への野鳥等侵入防止対策確認の周知パンフレットを農場へFAX送付
- エ 一般向け広報
 - 発生情報と鶏肉・卵の安全性のPR、野鳥の対応をHPに掲載
- オ 府内連絡会議の開催（4/14）
- カ 県内全農場（83農場）の立入調査を緊急実施（4/14～18）
 - ①農場入り口の消毒及び立入者の消毒点検
 - ②野鳥の侵入防止のため防鳥ネット等の点検
 - ③特定症状を確認した場合の家畜保健衛生所への連絡体制の確認など

（2）学校飼育関係

- ア 所管部局を通じ、家きんを飼育する公立学校、私立学校、幼稚園、保育園、福祉施設等へ熊本県の発生情報と下記の項目を周知徹底。
 - ①鶏舎出入口付近での消毒
 - ②鶏舎内への野鳥や野生動物の侵入防止徹底
 - ③異常の有無の確認と異常を発見した場合の家畜保健衛生所への連絡
- イ 現在異常の報告なし

3 今後の対応

- (1) 立入調査で改善指導した養鶏場について、改善されるまで指導及び再確認を実施し、発生防止に万全を期す。
- (2) 異常家きんを確認した場合の家畜保健衛生所への連絡体制を確認。
- (3) 野鳥の監視体制強化を継続する。
- (4) その他
立入調査時に農場の要望を聞き取り、必要な場合は支援を検討する。

参考

野鳥への対応状況（生活環境部）

- 野鳥からの感染を未然に防ぐため、野鳥に対する監視体制を強化
 - ・野鳥監視の体制を「レベル2」に引き上げ、通常時の監視活動に加えて、主要河川、湖沼を中心に職員が巡回して野鳥の監視を実施するなど、体制を強化
(県東部生活環境事務所、中・西部総合事務所が各管内の監視活動を行う)
 - ・監視体制強化の時期はカモの渡りの終了時（5月連休明け頃）までを目途とする
 - ・以上の対応について、各事務所、局に4/14付で伝達済み
- 従来より、死亡した野鳥を見つけた場合の対応などについて、県ホームページで継続して周知を図っていく

<一般県民向けへの広報：ホームページ等>

- (1) わが国ではこれまで家きん肉、家きん卵を食べることにより、人に感染した例は報告されていません。
 - (2) 今後とも、本病に関する情報提供に努めていきますので、生産者等の関係者が根拠のない噂などにより混乱することがないよう、ご協力をお願いします。